

マンスリーレポート（EU 食品規制・政策モニタリング）

2024 年度 第 10 回(2025 年 1 月の動向)



Eurovision & Associates

2025 年 2 月

目次

〈要点〉	1
〈分野別動向〉	2
1. 食品/FOOD	2
2. 環境/ENVIRONMENT	2
3. 農業/AGRICULTURE	4
4. 貿易/TRADE	7
5. 公衆衛生/PUBLIC HEALTH	10
6. アニマルウェルフェア/ANIMAL WELFARE	15
7. ウクライナ情勢/THE SITUATION IN UKRAINE.....	15
8. 食品包装・食品接触材/PACKAGING・FOOD CONTACT MATERIAL	16
9. その他/OTHERS.....	17

〈要点〉

EU 域内政策

2025 年 1 月 1 日より、EU 理事会の議長国にポーランドが就任した。任期は、2025 年 1 月 1 日から、6 月 30 日までである。同国の農業分野における優先事項は、農家の収入安定や地位の向上、食料安全保障や第三国による EU 食品安全基準の遵守の取り組み促進である。また、農家の保護、農村開発、環境問題や気候変動の防止に当たっては、共通農業政策（CAP）のさらなる改革が重要だと考えている。これらの取り組みは、欧州委員会の取り組みとも一致している。また、同議長国は、現在、EU 理事会内で意見が割れている新ゲノム技術（NGT）に関しても、同理事会内の統一見解策定を目指している。

一方、年明け以降、EU の規制面に関しては、植物衛生に関する規制に関する進展が見られた。1 月 3 日には、植物衛生規則の改正規則が発効した。同規則は、植物検疫保証の強化、輸入禁止の暫定的な例外を認める手続きの透明性向上、報告義務の簡素化による行政負担の軽減を規定している。また、新たな植物病害虫の発生に直面した加盟国に緊急支援を提供する技術専門家からなる EU 植物衛生チームを新たに設置し、病害虫発生時に EU 域内と EU の隣国で専門的な支援を提供する。

加えて、欧州委員会は、農業の将来に関する戦略的対話の提言内容の一つである欧州農業食料委員会（EBAF）を正式に発足させた。同委員会は、ハンゼン（Christophe Hansen）農業担当委員を中心に、農業コミュニティ、フードサプライチェーン、環境、気候、アニマルウェルフェア、消費者に関連する市民社会を代表する 30 の参加者によって構成されており、「農業と食のビジョン」の策定支援や戦略的政策の展開に関する欧州委員会への高度な助言提供を目的としている。

さらに、2020 年 3 月に発表された EU バイオ技術・バイオ製造に関するイニシアティブに関連したバイオ技術・バイオ製造ハブを設立し、バイオ部門の小・中規模事業者のバイオ技術・製造に関する様々な支援を想定している。

EU 規則	進捗状況	EU 機関	日付
ポーランドの EU 理事会議長国就任	就任	EU 理事会	1/1
改正植物衛生規則	発効	欧州委員会	1/3
EU Pollinator Hub の設立	設立	欧州委員会	1/21
欧州農業食料委員会（EBAF）	設立	欧州委員会	1/27
バイオ技術・バイオ製造ハブの設立	設立	欧州委員会	1/30

EU 域外政策

1 月 1 日、EU と日本の戦略的パートナーシップ協定（SPA）が正式に発効した。もともと 2018 年に署名され、2024 年に批准された同 SPA では、日本と EU が共有する共通原則（法の支配、民主主義、自由貿易、人権）の推進に向けた協力や、日本-EU 間では、安全保障協力、テロや重大な国際犯罪、大量破壊兵器の拡散防止に向けた取り組みを強化する。加えて、宇宙、エネルギー、輸送、教育、技術革新、農業における産業分野での協力も強化する。

なお、欧州委員会の農業担当のハンゼン委員は、使節団を率いて 2025 年 6 月に、東京や大阪を訪問することが決まった。これは、上述の SPA や経済連携協定（EPA）による恩恵の一つで、EU は、日・EU EPA の特惠関税制度を利用して、日本でのシェア拡大を目指す狙いがある。また、EU は、食料安全保障の一環として、一国への輸入依存からのリスク回避を目指す。日本側としても、EU の事業者からの農業に関する技術などの情報を入手する機会となる。

一方、WTO は、インドネシアによる EU の再生可能エネルギーに関する指令（RED II）がバイオ燃料の公平な市場流通を乱すという申し立てに対する見解を発表した。WTO は、RED II の枠組み自体は問題ないが、関連規則については市場を乱すという見解を受けて、EU は関連規則の改正を行う予定である。

国際協定	進捗状況	EU 機関/対象機関	日付
EU・日本戦略的パートナーシップ（SAP）発効	発効	欧州委員会	1/1
RED II と関連規則に関する WTO の見解発表	見解発表	WTO	1/13
EU・マレーシア自由貿易協定（FTA）の交渉再開	交渉再開	欧州委員会	1/20
EU・メキシコグローバル協定の締結	交渉妥結	欧州委員会	1/20
日本訪問への貿易使節団の派遣決定	決定	欧州委員会	1/21

以上

〈分野別動向〉

1. 食品/Food

タイトル/Title	概要/Summary	リンク/Reference	日付/Date
ポーランド議 長国の NGT 承認に向けた 動き	2025 年上半期の EU 理事会議長国のポーランドは、遺伝子組み換え技術（NGT）規則の同理事会内での合意を目指す意思を示している。NGT 規則の同理事会内での正式採択に向けた課題は、従来の植物と同じ扱いとする NGT カテゴリー1 の分類定義の決定と、特許申請の申請対象への追加である。ポーランド政府は、前者については、NGT 分類は、生物学的機能によってのみ分類されるべきであるとし、特許の申請実績の有無は考慮されるべきではないという見解を示している。後者に関して、同政府は、特許に関する内容をまとめることができれば、NGT 規則を EU 理事会内で採決できると考えている。専門家によると、上述の NGT の分類方法に関しては懐疑的であり、それぞれの個体を持つリスクベースによる分類を行うべきだとしている。	Euronews: https://www.euronews.com/my-europe/2025/01/09/poland-seeks-to-break-eu-deadlock-on-gmo-deregulation	01/09/2025
環境・食品安 全・公衆衛生 委員会による 政策案	欧州議会の環境・食品安全・公衆衛生委員会（ENVI）が開催された。今回の ENVI 内で意見がまとまった議題は、遺伝子組換えトウモロコシ製品（DP910521 と MON95275）の EU 市場での上市認可、特定の遺伝子とうもろこし（MON95275）を用いた製品の EU 市場での上市認可、マイクロプラスチック汚染を減らすためのプラスチックペレットの損失防止、である。意見のまとまらなかった見解は、UV 処理イエローミールワーム粉末の新規食品の EU 市場での上市認可である。	EU 議会: https://www.europarl.europa.eu/cmldata/292500/2025-01-16%20votes.pdf	01/16/2025

2. 環境/Environment

タイトル/Title	概要/Summary	リンク/Reference	日付/Date
2024 年の世 界気温の上昇	欧州中期予報センター（ECMWF）は、2024 年のグローバルな気候変動に関する報告を行った。同報告によると、2024 年の世界平均気温は 15.10℃を記録し、産業革命以前の平均気温から 1.6℃上回る結果となり、類を見ない温暖な気候であることが判明した。原因は、主に 2023 に発生したエル・ニーニョ現象によるものである。また、同レポートでは、洪水、熱波、山火事などの異常気象が世界的に多発しており、人々の健康や生態系に影響を与えていることが記載されている。	Copernicus: https://climate.copernicus.eu/global-climate-highlights-	01/10/2025

	また同報告では、現在の気候変動の傾向は、パリ協定で定められた平均気温上昇の 2℃以内に抑え、可能ならば、1.5℃に抑えるという目標を達成できない可能性があるとした。今回の調査結果は、現在進行中の人為的な気候変動が、海洋変動の異常な温暖期と相まって、気温異常を悪化させていることを示す結果となった。 欧州に関してもこの傾向が当てはまり、それは、主に中央、東部、南東ヨーロッパの記録的な気温上昇によるものである。季節別に見ると、2024 年の冬は、観測史上、2 番目に暖かい冬となった。	2024#:~:text=2024%20had%20a%20global%20average,exceed%201.5%20above%20that%20level.	
WTO の EU 法に関する公正な市場競争維持に関する見解	世界貿易機関（WTO）は、EU の再生可能エネルギーに関する指令（RED II）に基づいた EU の委任規則と同指令の一部において、市場競争に関する見解を示した。WTO は、EU の委任規則は WTO の市場競争に関する規則に沿っていないが、REDII の枠組みに関しては WTO 規則に沿っているとの見解を表明した。REDII は、EU の輸送用燃料市場の再生エネルギー消費目標を定めており、食料および飼料作物を原料とするバイオ燃料の使用を環境保護の観点から制限するものである。 今回の WTO の見解は、インドネシアによって申し立てられたものに対する見解である。同国は、RED II の、パーム油やアブラヤシ作物由来のバイオ燃料の分類を規定した委任規則が、差別的であり、市場において不公平であるとし、2019 年 12 月に WTO に不服を申し立てていた。今回の結果を受けて EU は、対象となる委任規則を改正することとしている。	欧州委員会: https://policy.trade.ec.europa.eu/news/wto-confirms-validity-eu-climate-based-actions-renewable-energy-dispute-brought-indonesia-2025-01-10_en	01/10/2025
自然再生法の EU 加盟国の計画統一フォーマットの整備	欧州委員会は、自然再生法で定められている EU 加盟国が作成する自然再生計画の形式の統一化についての意見を 2025 年 2 月 7 日まで募集している。同再生計画は、一度の報告で完結することで、事務的負担の軽減と、すでに保持している情報を有効活用することを目指している。フォーマットの統一によって、多様な利害関係者が同情報へのアクセスや情報を通して加盟国が定める自然再生計画への参加、国家間の自然再生計画の比較や進捗状況の確認などにも有用である。	欧州委員会: https://environment.ec.europa.eu/news/commission-launches-consultation-nature-restoration-plans-2025-01-13_en	01/13/2025
EU Pollinator Hub の発表	欧州食品安全機関（EFSA）は、ミツバチと花粉媒介生物の健康状態に関するデータを標準化、収集、共有するためのオープンソースプラットフォームである EU Pollinator Hub を発表した。同規則は、用語の標準化と既存の標準の普及、FAIR（Findable、Accessible、Interoperable、Reusable : FAIR）と呼ばれるオープンデータの原則の利	EFSA: https://www.efsa.europa.eu/en/sup	01/21/2025

	用者による遵守、利害関係者によって提供されたデータの品質、妥当性、再利用性を検証する上で重要なプロセスであるピアレビューのデータ保管という3つの機能を保有している。同プラットフォームは、気象、景観、疫学データなど、性質の異なるさまざまなデータセットをまとめて分析・処理することが可能となる。	porting/pub/en-9219	
--	--	-------------------------------------	--

3. 農業/Agriculture

タイトル/Title	概要/Summary	リンク/Reference	日付/Date
EU 市民の高い CAP 認知度と CAP 実施支持	欧州委員会のユーロバロメーター調査は、EU 市民が持つ共通農業政策（CAP）に対する認知度調査結果を発表した。同調査は、全 27 加盟国の市民 26,349 人による回答をもとにしている。調査によると、EU の CAP 認知度は、2007 年以降で最大の 78% となり、加えて、CAP が EU 域内での農産物の供給にとって有用であるとする EU 市民は、70% に至る結果となった。また、回答者の約 7 割が、食料供給、環境・気候変動、技術革新、投資における EU の取り組みを評価している。また、92% の回答者が EU の将来に農業が重要であるとした。さらに、回答者の 9 割以上が、EU 農業部門における優先事項に関して共通の認識を持っている。それは、EU の安定的な食料供給、食品の小売価格の抑制、自然資源の持続可能な管理と、フードサプライチェーンにおける農家の役割強化である。他にも、食料の選択肢増加と EU 食品の輸出増加という観点から、第三国との貿易協定を支持していることや、有機製品のラベルの認知度が高い一方で、地理的保護などのラベル表示については、さらに、認知度を高める必要があるとしていることが、今回の調査を通して明らかになった。	欧州委員会: https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_182	01/09/2025
農作業用車両に関する改正案	欧州委員会は、農作業用車両の安全要件の委任規則案の作成にあたって、利害関係者の意見募集を 1 月 9 日から 2 月 6 日まで実施した。同改正委任規則案は、第 5 輪に装着されるキングピンと呼ばれる連結部品を用いる農業用セミトレーラーの EU 域内での認証要件を定めるものである。同要件には、安全性の確保のための二系統ブレーキシステム（デュアルラインブレーキライン）の 2025 年末までの導入義務や、農業・森林用途の車両に関する技術的な要件に加えて、国連欧州経済委員会（UNECE）の自動車に関する規則を含め、認可プロセスの統一を目指すものである。同委任規則案は、100% 電気自動車に加えて、ハイブリット車や蓄電システムを搭載したすべての車両、トラクターにも適用が拡大されることが検討されている。	欧州委員会: https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/14429-Agricultural-and-forestry-vehicles-requirements-for-vehicle-braking-and-vehicle-	01/09/2025

		functional-safety-amendments-_en	
UTP 規則に関する規則の意見募集	欧州委員会は、フードサプライチェーンにおける、不公正な取引慣行（UTP）を取り締まる管轄当局間の協力を促進する規則に関する利害関係者の意見募集を 2025 年 1 月 13 日から 2025 年 3 月 10 日まで実施している。同規則は、すでに施行されている事業者による不公平な取引慣行に関する取り締まりを、より強化するものである。具体的には、管轄当局による要請を受けての取り締まり実施や、管轄当局間での相互支援メカニズムの設置、情報共有などを促進するものである。同規則案による当局同士間の連携強化は、農家の地位向上に役立つものである。また同規則案の制定は、「EU 農業の将来に関する戦略的対話」の提言にも含まれているものである。	欧州委員会: https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/14482-Cooperation-for-the-enforcement-of-EU-rules-on-unfair-trading-practices-in-the-agricultural-and-food-supply-chain_en	01/13/2025
欧州農業食料委員会（EBAF）の発足	欧州委員会は、農業担当のハンゼン（Christophe Hansen）委員を委員長とする欧州農業食料委員会（EBAF）を正式に発足させた。先月の委員会メンバーの募集が終了し、最終的に、同委員会は、農業コミュニティ、フードサプライチェーン、環境、気候、アニマルウェルフェア、消費者に関連する市民社会を代表する 30 の参加者によってバランス良く構成されている。同委員会の主な役目は、「農業と食のビジョン」の策定支援や戦略的政策の展開に関する欧州委員会への高度な助言提供、および「EU 農業の将来に関する戦略的対話」報告書のフォローアップが含まれる。また、加盟国間の対話を促進し、情報交換を容易にすることにも重点を置き、EU 政策の一貫性と相乗効果、および民間部門のイニシアティブとの整合性を確保することにも取り組む。さらに、同委員会は、これらの分野における政策イニシアティブの準備において欧州委員会を支援し、要請に応じて特定の事項に関する意見を指定期間内に提示する。	欧州委員会: https://agriculture.ec.europa.eu/news/european-commission-establishes-european-board-agriculture-and-food-2025-01-27_en	01/27/2025
EU 農漁業理事会	1 月 27 日に開催された EU 農漁業理事会では、主に、CAP の簡素化と農家の事務負担軽減、フードサプライチェーンにおける農家の地位強化、農業貿易に関して審議された。	EU 理事会: https://www.consilium.europa.eu/en/meetings/agrifish/2025/01/27/	01/27/2025

	CAP の簡素化と農家の事務的負担について、同理事会は、CAP の資金援助を受ける上で農家が遵守しなければならない要件について審議が行われた。一部の加盟国は、欧州委員会に対し、CAP の改正を要求する一方で、これらの必須要件に対して柔軟性を持たせるべきとの声が上がった。 EU 農家の地位向上に関して、最近提案された UTP の管轄当局間による取り締まり強化や農産物共通市場機構（CMO）に関する規則の改正について意見交換が行われた。前者について EU 理事会では、農家の交渉力の強化や、UTP に対する国境を超えた管轄当局による協力の重要性が話し合われた。後者について、CMO 規則の改正内容について、加盟国間で賛否の意見が別れている。 農業貿易について、EU 理事会は、第三国のからの農作物製品に対する EU 農業部門の懸念を考慮している。同理事会は、EU-メルコスール貿易協定による悪影響を想定した 10 億ユーロの資金確保や、農作物の衛生、植物衛生に関する EU 基準を第三国に遵守させることで、EU 農業市場の公正な機能が重要であるとしている。 また、2025 年の上半期に EU 理事会の議長国を務めるポーランドは、農業部門に関する作業プログラムを提出し、同議長国の優先順位を明らかにした。ポーランド理事長国は、食料安全保障の確保、農業および農業食品部門の競争力向上、危機に対するレジリエンス強化、農家の収入安定化、そしてフードサプライチェーンにおける農家の地位強化を優先事項としている。 これら以外に、同理事会は、植物保護製品の輸入許容値や、ドイツで発生した口蹄疫などに関する審議が行われた。		
2023 年の EU 農地地価の調査結果発表	ユーロスタットは 2023 年の EU の地価の平均価格を調査した。同発表によると、1 ヘクタールの平均価格は 11,791 ユーロ、年間賃貸価格は 1 ヘクタールあたり平均 173 ユーロであった。耕作地の地価が最も高かった EU 加盟国はマルタ（1 ヘクタール当たり 283,039 ユーロ）で、最も低かったのはクロアチア（4,491 ユーロ）である。同調査を通して、耕作地の地価の地域格差も見られ、オーストリアのウィーン（189,000 ユーロ）が最も高く、スウェーデンのエーヴル・ノルランド（1,951 ユーロ）が最も低かった。EU 加盟国の耕作地の賃貸価格は、オランダの 914 ユーロからスロバキアの 67 ユーロと、地域格差が見られた。地域別では、オランダのフレヴォラント州が、1,787 ユーロと最も高く、スウェーデンのエーヴル・ノルランド州とメレルスタ・ノルランド州が 24 ユーロと最も低い結果となった。	ユーロスタット： https://ec.europa.eu/eurostat/web/products-eurostat-news/w/ddn-20250128-2	01/28/2025
EU の農産物を促進するイベントに関する	欧州委員会のハンゼン 農業担当委員は、1 月 29 日から 30 日にかけてブリュッセルとオンラインで開催された EU Info Days に参加した。今回のイベントは、EU 農産物へのプロモーションキャンペーンで、影響力のある企画を検討している潜在的な支援申請事業者の支援を目的としている。同イベントには、500 名を超える利害関係者が出席し、ハンゼン委員と農産物業界団体や生産者団体などの様々な利害関係者が意見交換を実施した。	欧州委員会： https://agriculture.ec.europa.eu/news/commissioner-hansen-opens-	01/29/2025

Info days の実施	上述の EU 農産物のプロモーションキャンペーンは、持続可能性、品質、経済的利益を強調することで、新たな市場機会を創出し、既存の事業拡大支援を目的としている。2025 年には、欧州委員会はこれらのイニシアティブに 1 億 3,200 万ユーロを拠出し、EU 域内外に EU の農産食品のプロモーションを進めることを目指している。	info-days-funding-eu-agri-food-promotion-2025-01-29_en	
糞尿貯留施設の普及率の調査結果発表	ユーロスタットによると、2020 年に EU 農場の 40%が糞尿肥料貯留施設を有していることが判明した。同調査によると、スロベニア（ほぼ 100%）、ラトビア（98%）、エストニア（92%）が最も高い糞尿肥料貯留施設の保有率を記録した。逆に、同施設の保有率が最も低かったのは、キプロス（7%）、ギリシャ（11%）、イタリア（18%）であった。これらの貯留施設は、蓋などのカバーがない場合、アンモニアの排出や地表水や地下水への流出などの環境リスクをもたらすことから、オランダとマルタでは廃止されている。加えて、ルクセンブルグ、アイルランド、ドイツ、ベルギーなどで、カバー付きの糞尿肥料貯蓄施設の保有率が減少している。一方で、スペインとエストニアは、これらの施設の保有が増加した。	Eurostat: https://ec.europa.eu/eurostat/web/products-eurostat-news/w/ddn-20250129-1	01/29/2025

4. 貿易/Trade

タイトル/Title	概要/Summary	リンク/Reference	日付/Date
EU と日本の戦略的パートナーシップ協定（SPA）の発効開始	2018 年に署名され、2024 年に批准された EU と日本の戦略的パートナーシップ協定（SPA）が発効した。同協定により、日本と EU は、双方が重視する共通理念である法の支配、民主主義、人権、自由で公正な貿易の普及、さらに、国際連合を核とした多国間での法に基づいたグローバル秩序といった世界共通理念の強化に取り組む。日本-EU 間では、安全保障協力、テロや重大な国際犯罪、大量破壊兵器の拡散防止に向けた取り組みが強化される。加えて、宇宙、エネルギー、輸送、教育、技術革新、農業などにおける産業分野での協力も強化する。SPA の施行にあたり、EU と日本による共同委員会（Joint Committee）がすでに設置されており、SPA に該当する議題についての合意形成を行い、両国間摩擦緩和に向けた対処を目的としている。	EU 理事会: https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2025/01/01/eu-japan-strategic-partnership-framework-agreement-enters-into-force/	01/01/2025
EU 代表団の日本訪問の決定	欧州委員会のハンゼン農業担当委員は、2025 年 6 月 8 日から 13 日まで、EU 農業・食品ビジネス代表団を率いて日本を訪問することが決まった。今回の訪問の目的は、EU の農産物の日本への輸出を促進し、日本市場での EU の存在感を強めることである。参加する代表団には、EU 製品、特に、肉製品、加工農作物や乳製品（主にチーズ）、ワ	欧州委員会: https://agriculture.ec.europa.eu/event/s/eu-agri-food-	01/22/2025

	イン、ビール、蒸留酒、オリーブオイル、果物、野菜部門の事業者からの参加を募っている。今回の訪問では、東京と大阪を訪問予定で、市場セミナー、視察、人脈交流、大阪万博への参加などが予定されている。	business-delegation-japan-2025-06-08_en https://x.com/EUAgri/status/1881754043225362660	
残留農薬に関する規則に関する欧州委員会の見解	欧州議会の Mireia Borrás Pabón 議員は、2024 年 10 月に行った質問への回答として行われた。同議員は、現行の規制では、EU で使用が禁止されている化学物質を含む第三国産農作物の EU への輸入を許可している。これにより、EU 域内農家と EU 域外農家間で不平等な競争が行われていることから、現在欧州委員会は、この不公正な市場へ対処する意思があるのかと、これらの状況を考慮した新たな法案を提案するのかについて質問していた。 これに対する回答として、欧州委員会は、残留農薬基準値（MRL）の設定に関する規則や欧州食品安全機関（EFSA）の科学的助言に従って大半の MRL を厳格化することで EU の消費者の安全性保護の強化を図るのを目的として、現在、MRL の規則案を作成していることを明らかにした。加えて、欧州委員会は、植物保護製品（PPP）に使用される活性物質（Active Substances）の使用許可は、PPP 規則の基準をもとに、人体の健康や環境に対する影響に関する科学的評価に基づいている、と述べた。さらに、基準値内での使用に限り、EU での使用が禁止されている、もしくは、利用できない可能性がある化学物質の使用も可能となっている、とした。欧州委員会としては、今後、EU 農業の将来に関する戦略的対話に沿う形で、持続可能な殺虫剤の使用に関する指令のさらなる推進や関連する立法イニシアティブ評価を行う予定だと述べた。	欧州議会: https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/E-10-2024-002072-ASW_EN.html https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/E-10-2024-002072_EN.html	01/07/2025
EU・メキシコグローバル協定の交渉締結	EU は、メキシコとのグローバル協定を最新の情勢に合致したものとするための交渉を妥結した。これにより、両者は、政治的対話、経済関係、及び世界的な課題に対する協力を強化することを目指している、同協定は、特に EU の農産物輸出にとって、新たな貿易機会を提供するものとなる。2023 年に達した 820 億ユーロの貿易額を背景に、同協定には、チーズや豚肉などの主要農産物に対する関税の撤廃や、EU の金融サービス、電子商取引、電気通信に関するサービス輸出の成長が見込まれる。農業部門に関しては、伝統的な欧州製品の地理的保護の拡大、輸出品の手続き簡素化などが含まれている。 また、労働権、気候変動、環境保護に関する法的拘束力のあるコミットメントを導入することにより、持続可能な開発支援を目指している。人権、多国間主義、地政学的協力を焦点を当てた本協定は、サプライチェーンリスク、重要な原材料、気候変動への対応を強化し、EU とメキシコの関係の強化に役立つものである。さらに、ジェンダー間での平等、移	欧州委員会: https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_248	01/17/2025

	民管理、及び国際的な犯罪防止を促進することも目指している。EU とメキシコの貿易パートナーシップは、知的財産権に関する強化された規定とデジタル貿易に特化した内容を含み、双方の経済に利益をもたらす、共にネットゼロ社会の実現に向けて進んでいくことが期待される。		
EU・マレーシアの貿易協定の交渉再開	EU とマレーシアは、自由貿易協定（FTA）の交渉妥結を目指して交渉を再開した。マレーシアは、EU にとって、ルールに基づく国際秩序や、持続可能な開発、地域の安定など優先事項を共有していることに加えて、東南アジア諸国連合（ASEAN）で 3 番目に取引の多い貿易相手である。加えて、同国は、ASEAN における重要な立ち位置を担っていることから、EU は同国との関係強化に非常に前向きである。同国との FTA がまとまれば、現在の貿易額 450 億ユーロを上回り、事業者、消費者、工業品の貿易にとって利点を生み出す。また、今回の FTA は、他の FTA と同様に、労働者の人権、環境、気候保護を目指すものである。	欧州委員会: https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/statement_25_291	01/20/2025
輸入食品に含まれる残留農薬の規制強化を求める動き	欧州委員会のハンゼン農業担当委員は、EU の貿易政策方針が変わる可能性があることを示唆している。同委員はダブリンで行った演説の中で、EU 市民は、より高い食品基準を求めており、EU 域内で禁止されている農薬を含有する食品の輸入は EU 農家にとって不公平であると主張した。数日前にウィーンでも同様の発言があったことから、同委員は欧州委員会の見解を転換しようとしているとみられている。これは、欧州議会が掲げる、EU 域内外の農家間で使用する化学物質を同一基準の下に置く強行姿勢への転換を意味する。これに加えて、ハンゼン委員は、農家への投資、農家の事務的処理の負担の減少への取り組みの必要性を述べている。環境問題については、農業部門が全ての環境問題に対する負担を負うべきではないとしながらも、環境問題へ取り組む意思を見せている。これらに加えて、同委員は、共通農業政策の改革、メルコスール諸国との合意に関する懸念、硝酸塩の除外措置の維持など、いくつかの重要な問題に取り組む必要があると述べた。	Euractiv: https://www.euractiv.com/section/agriculture-food/news/agriculture-commissioner-calls-for-clampdown-on-pesticide-residues-in-imported-foods/ RTE: https://www.rte.ie/news/ireland/2025/0123/1492480-farmers-meeting/	01/23/2025
2024 年 10 月の EU 農産物貿易の実績発表	2024 年 10 月の EU の農産物貿易は 55 億ユーロの黒字となった。また、2024 年 1 月から 10 月までの累計貿易黒字額は 561 億ユーロとなり、前年同期から 16 億ユーロ減少する結果となった。2024 年 10 月の輸出金額は、ココア、スパイス、コーヒー、茶が牽引して合計 217 億ユーロを記録した。輸出額は、2024 年 9 月より 10%、前年同月比（2023 年 10 月との対比）で 8%増加した。2024 年 1 月から 10 月までの輸出金額	欧州委員会: https://agriculture.ec.europa.eu/news/eu-agri-food-exports-and-imports-reached-record-levels-	01/24/2025

	は、1,973 億ユーロを記録した。同期の主な貿易相手は、英国と米国で、それぞれ 449 億ユーロと 251 億ユーロの輸出額を記録した。一方で、中国向けの輸出は、最も減少する結果となった。 10 月の輸入額は、162 億ユーロの結果となり、2024 年 9 月比で 19%増加、2023 年 10 月比で 21%増加した。主な輸入品目は、コーヒー、茶、ココア、スパイスである。2024 年 1 月から 10 月までの合計輸入金額は約 1,411 億ユーロであり、主な輸入相手国はブラジル、英国となった。他にも、ナイジェリアからの輸入額が大幅に増加した。	october-2024-2025-01-24_en	
--	---	--	--

5. 公衆衛生/Public Health

タイトル/Title	概要/Summary	リンク/Reference	日付/Date
植物衛生法の発効開始	植物衛生規則の改正規則（EU）2024/3115 が 1 月 5 日に発効した。この改正は、EU の植物衛生を保護するものであり、競争力のある持続可能な農業および園芸生産にとって不可欠である。具体的な措置は、植物検疫保証の強化、輸入禁止の暫定的な例外を認める手続きの透明性向上、報告義務の簡素化による行政負担の軽減があげられる。また、新たな植物病虫害の発生に直面した加盟国に緊急支援を提供する技術専門家からなる EU 植物衛生チームが新たに設置され、病虫害発生時に EU 域内外で専門的な支援を提供する。同改正規則の大半は 2025 年 1 月 1 日に発効となるが、規制有害生物に関する非 EU 加盟国からの申告など、一部の規定は 2026 年 7 月 6 日から適用される。	欧州委員会: https://ec.europa.eu/newsroom/sante/items/863517/en	01/03/2025
植物保護製品の表示規制の更新	欧州委員会は、植物保護製品（PPP）のラベル要件をより一層、統一するために、規則（EU）547/2011 の改正案に対する利害関係者からの見解を 2025 年 1 月 6 日から 2025 年 2 月 3 日まで募集した。同規則は、消費者へのリスクコミュニケーションを改善し、ヒト、動物、環境の健康に対する安全予防とリスク軽減を強化することを目指している。	欧州委員会: https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13518-Plant-protection-products-labelling-obligations-update_en	01/06/2025

害虫調査カードの公表	EFSA は、ナンヨウキクイムシ (<i>Euwallacea fornicatus sensu lato</i>)、糸状菌 (<i>Fusarium ambrosium</i>)、新種のキクイムシ (<i>F. euwallaceae</i>) に関する害虫調査カードを発表した。これらの書類は、欧州委員会の要請を受け、EFSA の植物病虫害調査義務に基づいて作成されたものである。同カードは、上述の特定の害虫に関するデータや調査の実施を支援するものである。これらの調査は、国際基準に準拠した統計的に確実でリスクベースの有害生物管理戦略を策定する上で必要である。これらの害虫は、EU 全域の温室や地中海地域、その他近隣の内陸地域では屋外での定着が考えられる。これらの害虫に対する調査方法としては、目視検査や被害を受けた植物の解剖検査、半化学的誘引トラップ（害虫を誘引する臭いを利用したトラップ）が推奨されている。	EFSA: https://www.efsa.europa.eu/en/suppo-rting/pub/en-9179	01/08/2024
生態環境の調査に関するガイダンス文書の作成	EFSA は、陸上生態毒性学ガイダンス文書の改訂と、自然環境における生態系内での栄養伝達行為（肉食動物による草食動物の捕食活動による栄養接種などを指す）による生物多様性への間接的影響評価に関するガイダンス作成に関する概要を公表した。この取り組みは、非標的生物および植物に対する活性物質および PPP のリスク評価のための効果的な手法を確保することを目的とした、欧州委員会からの 2 つの要請に基づくものである。今回発表された文書では、これらの要請に関連するスケジュール、手続き、利害関係者の関与、方法論について概説し、環境リスク評価に対する体系的なアプローチの重要性を強調している。EFSA は、環境リスク評価に関する利害関係者の会議の設立を含め、プロセス全体を通じて加盟国および利害関係者との協力を強調している。また、法的背景、曝露経路、リスク評価の原則などの側面を取り扱う特定のガイダンス文書の開発についても詳細に説明している。さらに、本件に関する成果は EFSA ジャーナルで公表され、補足資料は技術報告書および付録の形で提供される。これらのイニシアティブのスケジュールは、EFSA プロジェクトにおける進行中の評価と進展に基づいて定期的に更新される。	EFSA: https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/epdf/10.2903/sp.efsa.2025.EN-9216	01/09/2025
外来種の管理システムの開発	イタリアの研究グループは、ヨーロッパにおける外来植物種の管理に優先順位をつけ、管理するシステムを発表した。同システムは、害中の駆除、管理、監視の原則に基づいたものである。当システムは、欧州・地中海植物保護機関（EPPO）が、欧州・地中海地域の外来植物の特定を支援するためのもので、イタリアにおいて、規制対象外の外来植物や、既存の EPPO のシステムに含まれていない外来植物のリストを作成することを目的としている。外来植物の管理優先順位の制定にあたって、同システムは、外来植物の分布状況を、3 つの気候シミュレーションを反映した機械的学習によって特定する。その後、それらの外来種をイタリアの地域ごとに 3 グループに分割し、管理の優先順位を割り当てている。 同システムによって、36 種が新たに EPPO のシステムに組み込まれるべきだとし、うち、7 種は駆除、4 種はモニタリング、21 種は防除などによる管理が必要だと結論付けた。同研究は、NextGenerationEU から資金提供を受けたものであり、EU の他の地域でこのシステムに倣った早期警告ツールが提供される可能性がある。	欧州委員会: https://environment.ec.europa.eu/news/invasive-plants-new-study-indicates-how-prioritise-species-management-2025-01-16_en	01/16/2025

英国産の輸入切花に関するリスク調査	欧州食品安全機関（EFSA）は、英国から EU に輸出される樹齢 7 年までのアルヌス・コルダータ、ヨーロッパハンノキ、セイヨウハンノキに関する植物衛生リスク評価を発表した。上述の植物は、EU において、ハイレスクの植物として分類されている。評価にあたって、これらの植物に影響を与える可能性のある害虫の影響調査や、英国で行われる害虫駆除の評価が行われた。その結果、対象の輸入植物には、害虫の有無の程度は評価対象の害虫によって異なるが、害虫の一つである E. mammata は、ハンノキ属の小木への感染に関して、調査した 1 万本につき 95%の確率で感染しないことが示された。	EFSA: https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/9189	01/16/2024
輸入品の柑橘類黒点病対策に関する利害関係者の見解募集	欧州委員会は、現在施行されている実施規則（EU）2022/632 の適用終了時期の延長に関して、利害関係者の意見を 2025 年 1 月 20 日から 2 月 17 日まで募集した。実施規則（EU）2022/632 は、アルゼンチン、ブラジル、南アフリカ、ウルグアイ、ジンバブエ産の特定の柑橘果実に付着して柑橘類黒点病を引き起こすミカンキジラミが EU 域内で伝播するのを防ぐためのものである。同規則は、2025 年 3 月 31 日までの適用であるが、今回の延長案が可決すれば、2028 年 3 月 31 日まで適用が延長される。	欧州委員会: https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/14483-Measures-related-to-Citrus-black-spot-on-fruits-from-Argentina-Brazil-South-Africa-Uruguay-Zimbabwe_en	01/20/2024
EFSA による鳥インフルエンザ年次報告書	EFSA は、2023 年鳥インフルエンザ年次報告書を発表した。今回の報告書は、EU 加盟国に加えて、アイスランド、ノルウェー、スイス、英国を含む欧州 31 カ国の養鶏や野鳥に関する調査データをまとめたものである。EU 加盟国が実施した調査では、21,183 の養鶏施設が対象となっている。調査は主に 3 通りで行われており、血清検査（18,557 施設）、ウイルス学的検査（2,460 施設）、これら二つの検査療法（166 施設）である。血清検査サンプル数 18,723 のうち 0.15%に該当する 29 施設で高病原性鳥インフルエンザ A（H5/H7）に過去に感染していることが 8 つの調査実施国で確認された。ウイルス学的検査サンプル数 2,626 のうち、6.85%に該当する 180 の施設にて、上述の鳥インフルエンザへの感染が 12 の調査実施国で確認された。 野鳥に関しては、25 カ国で 51,411 羽の野鳥が検査され、6,717 羽（13.07%）で高病原性鳥インフルエンザウイルス（HPAIV）陽性が確認された。	EFSA: https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/9197	01/22/2025

	これらの調査結果は、家禽および野生鳥類の集団における鳥インフルエンザの検出と抑制を目的とした、ヨーロッパ全域にわたる継続的な監視活動の重要性を浮き彫りにしており、潜在的な発生予防に役立つものである。		
EFSA による 重点害虫への 影響評価	EFSA は、重点的に対処されるべき害虫候補を評価する方法論を記載した技術報告書を発表した。同報告書作成にあたり、EFSA は、46 の優先的対策対象害虫の評価を実施し、17 名の環境影響専門家を含む 88 名の専門家が関与した。評価手法は、拡散率を拡大率に、侵入後の発見までの時間を潜伏期間に置き換えるなどして更新され、優先的対策対象害虫影響指標（I2P2）モデルには新たな環境指標が導入された。この評価により、各害虫の総合評価を提供する害虫レポートと、生物学的および生態学上の主要データを要約した害虫データシートが作成された。主な評価パラメータには、潜伏期間、拡大率、収穫量と品質の損失、環境への影響が含まれる。データ供給源には、欧州・地中海植物保護機関（EPPO）グローバルデータベースおよび CABI 作物保護コンペンディウムの寄主植物リスト、および学術文献や専門家の意見が含まれた。影響評価では、季節ごとの発生や一時的な個体数を考慮した規模化係数を使用し、害虫の定着が予想される地域における収穫量と品質の低下を推定した。この体系的な証拠に基づくアプローチにより、EU 域内の害虫管理と優先順位付けが強化され、より効果的な防除戦略が確保される。	EFSA: https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/en-9230	01/22/2024
新規栄養源の 申請書作成に 関するガイダンス文書	EFSA は、EU における新たな栄養源の認可申請を行う申請者向けのガイダンスを発表した。同ガイダンスは、2025 年 2 月 1 日時点で欧州委員会に提出された申請に関連し、食品サプリメントや一般向け食品、特定グループ向け食品などに添加される可能性のある栄養源の申請手続きについて、必要な書類の準備やオンライン提出の管理要件を説明している。また、リスク評価に関する透明性や持続可能性に関する規則（EU）2019/1381 の導入により、一般食品規則（EC）178/2002 が改正され、申請前の一般的な助言の提供、申請を裏付ける研究情報の通知、非機密版情報の公開および機密保持に関する意思決定、公聴会の実施が義務付けられた。これらの要件は EFSA の実務取り決め（Practical Arrangements）に基づき実施され、本ガイダンスに反映されている。また、同ガイダンスでは、新規栄養源の申請手続きやスケジュール、EFSA とのやり取り、申請準備から EFSA による科学的意見の採択・公表までの支援イニシアティブについて詳細に説明している。	EFSA: https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/en-9217	01/23/2025
鳥インフルエンザ対策	EFSA は、鳥インフルエンザ（AIV）の発生調査と管理におけるワンヘルスアプローチ（One Health Approach）を強調した報告書を発表した。AIV 特有のワンヘルス戦略、ツール、およびアクションプランに関する知見の EU/EEA 圏内における共有は依然として限られている。発生時に迅速かつ効果的な対応を行うためには、事前に責任、利害関係者の協力枠組みを定めることが重要である。本報告書は、人間、動物、環境のインターフェースでの発生調査と管理に関する 5 つのシナリオを示し、関係者が取るべき主要な行動に焦点を当てている。5 つのシナリオのうち、3 つのシナリオは、飼育動物、非指定動物、ペット、野生動物/哺乳類における発生が疑われる場合の関係者による対応、残りの 2 つの	EFSA: https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/9183	01/29/2025

	シナリオは、人間の症例が疑われる場合や、廃水や表面水などの環境サンプルでウイルスが検出された場合の関係者の対応が記されている。すべてのシナリオにおいて、分野横断的な調整とワンヘルスアプローチが必要である。各シナリオで具体的な行動やコミュニケーションの方法は異なるが、発生調査と管理に対する全体的な対応メカニズムは一貫している。この報告書は、関係者の統合された行動とともに、重要な開発ニーズ（例：コミュニケーションツール、データ共有プラットフォーム、共同リスク評価のためのトリガーポイント、既存の知識におけるギャップなど）を特定している。同報告書は、人間と動物における AIV による発生調査と管理のために関係者が協調して取り組むワンヘルスアプローチを促進するガイダンス文書の作成に役立つことを目的としている。		
アスペルギルス 属真菌の殺菌 剤耐性に関する 評価発表	EFSA を含む EU の 5 つの健康および環境機関は、欧州委員会の共同研究センター（JRC）の支援を受けて、アゾール系物質の使用が人間の医療以外で公衆衛生に与える影響について評価結果を発表した。この評価は、アゾール系殺菌剤（アゾール類）の広範な使用は、特に農業や園芸において、アスペルギルス菌が抗真菌治療に対して耐性を示すリスクが高いことに対処するためである。アゾール薬剤はアスペルギルスによる深刻な感染症アスペルギロシスの治療に不可欠であるが、アゾール耐性が進行し、治療が効果を失う危険性が高まっている。また、アゾール系物質は農業の植物保護製品や動物用薬、木材防腐剤、工業用化学製品、化粧品などに広く使用されており、特に農業での使用が耐性リスクを増加させる要因となっている。 ワンヘルスアプローチに基づき、アゾール耐性に対処するためには、農業、環境、動物および人間の医療分野横断的協力が必要である。同報告書では、アゾール系殺菌剤の承認・認可プロセスに新たな要求を追加し、革新的な殺菌剤の研究と開発を支援すること、またアゾール処理された製品や廃棄物の適切な管理を促進することが提案されている。さらに、アゾール系薬剤の使用に関するデータ収集を強化し、耐性リスクを軽減するための技術的ガイダンスやリスク評価方法論の発展が求められている。こうした取り組みによって、アゾール耐性問題への効果的な対応が進むことが期待されている。	EFSA: https://www.efsa.europa.eu/en/news/one-health-eu-agencies-unite-tackle-azole-fungicide-resistance-aspergillus-fungi	01/30/2025

6. アニマルウェルフェア/Animal Welfare

タイトル/Title	概要/Summary	リンク/Reference	日付/Date
馬のアニマルウェルフェアに関する EFSA の報告書	EFSA は、食肉処理中の馬のアニマルウェルフェアに関する調査結果を発表した。同報告書の作成にあたって実施された調査内容は、屠殺中の馬のアニマルウェルフェアに関する科学論文や、専門家の知見の分析などである。調査によって、屠殺にあたっての馬の失神措置の実施前後でさまざまな苦痛を伴う影響があることが判明した。これらの馬の苦痛に対処するにあたって、アニマルウェルフェアの改善と屠殺時の危険の低減に向けた EFSA の主な提言には、適切な温度管理の徹底、輸送中の過密状態の防止、集団輸送時の最大密度を 200kg/m ² 、肩甲骨から床までの垂直方向の空間を 75cm とする、などが含まれる。荷降ろし時には、傾斜 20 度未満の傾斜路と滑り止め加工の使用により安全性を高めることができる。また、熟練した作業員を配置することでストレスを最小限に抑えることが推奨されている。馬の待機時には、複数の馬が待機する檻の最大密度を 110kg/m ² とし、天井の高さは少なくとも 2.7m、温度管理を行い、水が飲めるようにする。馬は馴染みのある馬同士で管理し、12 時間以上留め置く場合は飼料を与えるべきとしている。通路は少なくとも幅 80cm とし、屠殺は痛みを伴う方法をとらないことでストレスを最小限に抑えなければならない。また、馬の屠殺前の失神措置を実施する際、作業員が馬を気絶させる準備ができるまで、拘束器具などによって馬の自由を奪うべきでないとしている。失神させるには、特定の寸法（直径 9mm、長さ 8cm、速度 55m/秒）の貫通式捕獲用ボルトが推奨され、次の段階に進む前に、意識不明の兆候がないか監視することが極めて重要である。	EFSA: https://www.efsa.europa.eu/en/plain-language-summary/welfare-horses-slaughter	01/28/2025

7. ウクライナ情勢/The Situation in Ukraine

タイトル/Title	概要/Summary	リンク/Reference	日付/Date
対ロ経済制裁の 6 か月延長	EU 理事会はウクライナ情勢を受け、現在適用されている対ロシア経済制裁を 2025 年 7 月 31 日まで 6 か月延長した。同措置は 2014 年に適用開始後、2022 年から制裁内容が拡大されており、貿易、金融、エネルギー、技術、軍民両用（デュアルユース）製品、産業、輸送、贅沢品の制限に加えて、ロシアから EU への海上原油輸入の禁止や、石油、石油製品の輸入または移動の禁止、複数のロシア銀行の SWIFT サービスの利用停止、EU 内でのロシアメディアの活動禁止など多岐に渡る制裁措置を定めている。これらに加えて、EU、ロシアによる制裁回避への対抗措置を実施することが可能となっている。	EU 理事会: https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2025/01/27/russia-s-war-of-aggression-against-ukraine-council-extends-	01/27/2025

		economic-restrictive-measures-for-a-further-6-months/	
欧州委員会によるロシア産農産物への課税拡大案	欧州委員会は、ロシアとベラルーシからの農産物輸入と窒素肥料に対する課税対象を拡大することを提案した。同提案は、ロシアとベラルーシ産製品、特に肥料、への依存を減らし、EU の食料安全保障に関するリスクを減らすことが目的である。これは、EU の肥料産業部門の生産支援、肥料のアクセス多様化、EU 農家に手頃な価格での肥料提供などの効果が想定されている。また、今回の法案は、ロシアの肥料輸出の削減によるロシアの対ウクライナへの侵攻に拠出される資金を削減することも期待されている。本法案が正式に欧州議会と EU 理事会で採択されれば、ロシアの農産物輸入はすべて関税の対象となる。	欧州委員会: https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_340	01/28/2024

8. 食品包装・食品接触材/Packaging・Food Contact Material

タイトル/Title	概要/Summary	リンク/Reference	日付/Date
PET のリサイクルプロセスの安全性評価発表	欧州食品安全機関（EFSA）は、主に使用済み PET 容器から回収されたポリエチレンテレフタレート（PET）フレークを高温洗浄、乾燥、押出成形する NGR LSP リサイクルプロセス（EU 登録番号 RECYC328）の安全性の評価結果を発表した。対象のフレークは、高温と真空を利用して汚染物質を除去する溶融重縮合ステップの過程で、汚染除去プロセスを受ける。その後、再生材料は粒状化される。 EFSA は、汚染除去を確実にするための重要な要素は溶融重縮合ステップであり、これは圧力、温度、滞留時間などのパラメータによって制御されることを明らかにした。このプロセスにより、食品に移行する可能性のある汚染物質のレベルが安全基準値を下回ることを確実にできることが示された。これらの調査結果に基づき、EFSA は、このプロセスによるリサイクル PET は、常温またはそれ以下の温度での長期保存を含む食品接触材料への使用には安全であるが、電子レンジやオーブンでの使用には適さないと結論づけた。	EFSA: https://www.efsa.europa.eu/en/efsa-journal/pub/9196	01/13/2025

9. その他/Others

タイトル/Title	概要/Summary	リンク/Reference	日付/Date
ポーランドの EU 理事会議長国就任	ポーランドが、2025 年上半期の EU 理事会議長国に就任した。議長国の就任に合わせて、同国は、2025 年 1 月から 6 月までの 7 つ優先事項（防衛・安全保障、人と国境警備、他国による介入や偽情報への対策、ビジネス環境の自由化と保護、エネルギー移行、レジリエンスのある農業、健康の安全保障）を発表した。農業部門に関して、同国は、農家の収入安定や立場向上、食料安全保障や、第三国の EU 食品安全基準の遵守に関する取り組みを優先事項として挙げている。また、農家の保護や、農村開発、環境問題や気候変動の防止に当たっては、共通農業政策（CAP）のさらなる改革が重要だとしている。	EU 理事会: https://www.consilium.europa.eu/en/council-eu/presidency-council-eu/	01/01/2025
培養肉の規制と投資	オランダの Mosa Meat 社は、EU では 2 番目となる植物性製品の味を向上させる培養肉の牛脂を販売する許可を EU に申請した。同社の Bosch CEO は、培養肉は、気候に優しく、土地や農薬、水の使用がほとんどないことから、環境に優しいものであるとしている。培養肉の普及における経済面の課題は、価格を従来の肉製品と同価格帯とすることが重要だが、価格低減を可能とするだけの事業資金の調達に苦慮している。一方、政治面では、イタリアやハンガリーの政治家は、農家の保護などの理由から培養肉に反対している。今後、同製品は、欧州食品安全機関（EFSA）による 9 か月のリスク評価と、それに続く 7 か月のリスク管理プロセスを経て、EU 加盟国が最終的に特定多数決を用いて、対象製品の上市認可を決定する。	ポリティコ: https://www.politico.eu/article/eu-mosa-meat-european-union-ceo-dutch-food-company-price/	01/22/2025
バイオ技術・製造ハブの設立	欧州委員会は、革新的なバイオテクノロジー製品を開発するスタートアップ企業や中小企業を支援するためにバイオ技術・バイオ製造ハブ（Biotech and Biomanufacturing Hub）を立ち上げた。同ハブでは、これらの企業が、利用できる EU レベルでの資金支援、研究インフラ、製造拡大に向けた、試験施設や市場洞察、知的財産保護、認可プロセスの支援、遵守すべき規則、関連制度へのその制度のアクセス手段などを特定する上で有益である。	欧州委員会: https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_365	01/30/2025

以上